

シーレーン防衛

——日米同盟における「人と人の協力」の展開とその限界——

小 谷 哲 男

はじめに

一九八一年五月にワシントンで開かれた鈴木善幸首相とロナルド・レーガン (Ronald Reagan) 大統領の日米首脳会談によって、日米関係は正式に「同盟」関係へと格上げされ、両国は防衛政策における「適切な役割の分担」を行うことになった。さらに、鈴木首相は日本の役割に関する記者の質問に対し、「周辺数百海里、航路帯一、〇〇〇海里は自衛の範囲内として守って行く」と答え、シーレーン (海上交通路) 防衛構想を発表した。日米安全保障条約は、条約の締結交渉に携わった外務省の西村熊雄が述べたように、日本が基地 (物) を提供して米国が軍隊 (人) を提供する、「物と人との協力」を謳っている。日本が直接攻撃された場合は米国の援助を期待するが、米国が日本の領域外で攻撃されても日本に共同防衛義務が期待されないという基本的な性格は、一九六〇年の安保条約改定後に定着していった。¹⁾しか

し、新安保条約の第五条は「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃」に対する共同防衛、つまり「人と人の協力」を規定している。鈴木・レーガン会談後に打ち出されたシーレーン防衛構想は、この「人と人の協力」を具体化するものであった。

鈴木首相のシーレーン防衛構想は米国の防衛当局からは歓迎されたが、発表後の首相自身の曖昧な態度もあって、賛否両論、議論を巻き起こした。日本の「軍事大国化」を警戒する声があったのはもちろんであるが、日本の防衛力強化を歓迎する者の中にも、それまで自らの防衛政策に制限を設けてきた日本にとって、能力的にそのような政策は実現不可能だと考える者が多かった。^②にもかかわらず、中曽根康弘首相の強力な指導力の下、自衛隊は対潜水艦・防空能力を大幅に増強し、米軍と協力して強大なソ連極東部隊を事実上日本海に封じ込め、冷戦の終結に少なからぬ貢献をした。しかし、自衛隊がシーレーン防衛に必要な装備を保有するとされた一九九一年までに米ソ冷戦が終結し、さらに湾岸戦争が勃発して日米同盟関係が「漂流」し始めたことは最大の皮肉であった。

冷戦の終焉は、「物と人の協力」、「人と人の協力」という日米同盟のあり方に影響を与えた。特に、「九・一一」以後日本はインド洋での米艦船への補給活動に踏み切るなど「人と人の協力」は大きく進展している。今後は、米軍の世界規模での「トランスフォーメーション（変革）」が進められる中、「人と人の協力」の限界をどこに定めるのか、また「物と人の協力」とのバランスをどうとるのか、という問題を議論する必要がある。^③

本稿は、「人と人の協力」としてのシーレーン防衛構想が政策として具体化したプロセスを分析してその意義と限界を示し、今後の日米同盟のあり方への視座を提供することを目的とする。

一、シーレーン防衛をめぐる論争

資源に乏しい日本は、明治近代国家への道を歩み出した時から、エネルギー資源、工業原料、生活必需品の大部分を海外からの輸入に依存し、また工業製品を輸出して外貨を獲得する貿易立国になることを運命づけられている。日本のような海洋国家にとって、シーレーンの安全とそれを保障する海軍力は不可欠である。

海軍は伝統的に敵海軍力の破壊による勝利を目指すものであり、日本をはじめとする各国の海軍戦略に多大な影響を与えたアルフレッド・マハン (Alfred T. Mahan) は、敵艦隊の破壊こそが制海権の掌握につながるとし、通商破壊作戦を軽視した。⁽⁴⁾ 一九二〇年代初めのワシントン海軍軍縮会議への対応をめぐって、日本海軍は軍縮を支持し対米競争を不可とする「良識派」とこれに対抗する「強硬派」に分かれるが、「強硬派」はマハン理論を選択的かつ恣意的に組織的利益の擁護のために利用するようになった。⁽⁵⁾ 日本は資源と市場の確保を目指して太平洋戦争に突入したが、「強硬派」の牛耳る日本海軍はマハンの戦艦中心主義、艦隊決戦至上主義に取り憑かれ、海上護衛のすべを持たなかった。大戦中、米海軍のシーレーン破壊作戦(「飢餓作戦」)によって日本は八一〇万トンもの商船を失い、その半数以上は米海軍の潜水艦によって沈められた。⁽⁶⁾ また、日本海軍は空母八隻、戦艦一隻、巡洋艦十一隻を含む七〇万トンの艦船を米国の潜水艦部隊によって沈められたが、これは日本海軍が失った全艦船の約三割に当たる。⁽⁷⁾ このような米海軍によるシーレーン破壊作戦によって資源の輸送路と前線への補給路を断たれた状態で、日本は敗戦を迎えたのである。さらに、終戦当時の日本近海には日本海軍が施設した係維機雷五万五、三四七個、米国海軍が施設した感應機雷六、五四六個が残っていた。⁽⁸⁾ 日本近海の水路や主要港湾は無数の機雷や沈没船によってふさがれ、戦後の経済活動を再開する上で大きな障害となったのである。

終戦後、占領軍の政策によって日本は非軍事化され、制定された新憲法は戦争を放棄し、戦争で国家存亡の危機を目の当たりにした国民もこれを歓迎した。しかし、米ソ冷戦の進展は日本を米国の同盟国に引き込むことになった。独立後の日本は、防衛力を米国に大幅に依存しつつも、自衛能力を漸進的に増強するという方針をとったが、一九五四年に創設された自衛隊には「直接侵略及び間接侵略」への対処という大まかな任務しか与えられなかった。保安庁発足以来、「長期防衛計画」の策定が進められていたが、池田勇人の私案である陸上自衛隊一八万人体制が、海空よりも陸の増強を求めていた米国に対する事実上の公約となる中、保守合同後も改進黨系議員からは海空戦力の増強とその国産化が求められていた。一方、大蔵省は経費のかかる海空の整備に難色を示し、その結果、当初の六カ年計画は大幅に遅れた。⁹⁾一九五七年に、「国防の基本方針」とともに「第一次防衛力整備計画」（一次防…一九五八年～一九六〇年）が策定され、陸一八万人、海一二・四万トン、空一、三〇〇機が承認されたが、これらは安全保障の観点から検討されたというよりも、訪米を控えた岸信介首相の対米外交の手段として使われた。¹⁰⁾六〇年代を通じての防衛費の増大も、GNPの拡大、つまり予算の「自然増」によって達成されたにすぎず、第二次防衛力整備計画（二次防…一九六二年～一九六六年）も第三次防衛力整備計画（三次防…一九六七～七一年）も明確な軍事戦略を背景として策定されたわけではなかった。防衛問題はタブー視されており、自民党指導部にもこれを正面から議論することを避ける傾向が見られた。その結果、防衛予算は三自衛隊の要求を積み上げたものが、予算総枠をめぐる調整の中で削減され、軍事的観点から点検するという作業はなされなかった。¹¹⁾

次に、シーレーン防衛能力に限って戦後の防衛力整備をみてみよう。日本の海上での再軍備は、朝鮮戦争勃発後、西太平洋における日米協力が両国の国益にかなうという共通認識を持つ戦前の「海軍良識派」と米海軍の間で進められた。¹²⁾海上自衛隊の創設に深く関わった米海軍のアーレイ・バーク (Arleigh Burke) 提督は、独立後の日本の海上兵力の任

務として「海上護衛・沿岸警備・掃海・漁船保護」を考¹³えていた。一次防策定時は、海上護衛手段として第二次世界大戰型の船団の直接護衛、つまりコンボイ型のシーレーン防衛が考えられていた。当時は物資のほとんどが米国からのものであり、サイパンと大阪・東京を結ぶ約一、三〇〇海里での直接護衛が想定されていた¹⁴。当初、事実上掃海能力しか持たなかった海上自衛隊に求められたのは、何よりも対潜水艦能力であり、一九五七年には海上自衛隊と米海軍の対潜水艦共同訓練が開始された。一九六一年に策定された二次防では、「在来兵器の使用による局地戦以下の侵略」への対処が自衛隊の任務とされ、海上自衛隊の整備目標は一四万トンとされた¹⁵。日本は、ソ連艦隊が太平洋に出るために通らなければならぬ対馬・津軽・宗谷海峡を抑えるのに最適の場所に位置しており、二次防の策定過程で、海上自衛隊は日本海の制海権を維持するための対潜能力と対馬、津軽、宗谷の三海峡封鎖に必要な能力の向上を目指していた。とはいえ、必要な艦船や航空機の質的・量的増強がなされたわけではない。対潜作戦に必要なヘリ空母建造計画は防衛庁防衛局によって拒否され、国防会議は海上自衛隊の空母保有に関する議論を先送りすることにした¹⁶。二次防策定以前にも米海軍作戦部長となったパーク提督からヘリ空母貸与の申し出があったが、大蔵省によって拒否されていた¹⁷。海上自衛隊のヘリ空母保有がその費用対効果の面でも、日米安保上の役割の面でも望ましくないという理由からであった。しかし、米側が対潜作戦に必要なヘリ空母の貸与を申し出たにもかかわらずこれを断つたことは、日米安保体制における海上自衛隊の役割について、日米間で意思の疎通ができていなかったことを示している。

明確な任務もなしに装備だけ拡充しても宝の持ち腐れであり、軍事上の役割が設定されてもそのための装備がともなわなければ絵に描いた餅である。当時、占領期から継続的に行われてきた掃海能力を除けば、海上自衛隊に効果的に作戦を遂行できる能力はなかった。三次防では、「周辺海域防衛能力」の強化が謳われ、「護衛、潜水艦等各種艦艇の増強、近代化を図るとともに新固定翼対潜機、飛行艇等を整備する」とされた。しかし、三次防が終了した一九七一年におい

でも、日本に自衛能力があると考えるのは現実的ではなかった。一九七〇年代までは、西太平洋における米海軍第七艦隊の優勢なプレゼンスによって日本のシーレーンの安全が確保されていたが、キューバ危機以降、ソ連は海軍力の増強に取り組んでいた。日本は、いつまでも米海軍にシーレーンの保護を依存するわけにはいかなかったのである。

当時、海上自衛隊の創設と現状、そして問題点を研究したジュームズ・アワー（James Auer）は、この時期の防衛庁内部でのシーレーン防衛に関する二つの考え方を分析している。関野英夫元海軍中佐にちなんで名づけられた「関野構想」、海原治元防衛庁防衛局長にちなんで名づけられた「海原構想」というこれら二つの考え方は、それぞれ海上自衛隊の制服組と防衛庁内局の背広組の考え方を代表していたとされる。¹⁸

関野は、米ソ間で戦略核抑止力が均衡している状況では、ソ連による日本のシーレーン破壊行為の方が日本本土への直接侵略よりも現実的なシナリオであるので、海上自衛隊の第一義的任務は海上交通路の安全確保であり、直接侵略への対処は二義的任務であると考えていた。日米安保体制下では、日本に対する直接侵略に関しては米国の援助を期待できるが、シーレーン破壊活動に関しては安保が機能しないと仮定して、彼は海上自衛隊が総トン数五六万五、〇〇〇トンの艦船と五七〇機の航空機を保有すべきであると主張し、当時策定が行われていた第四次防衛整備計画（四次防）が目指すとされていた総トン数二五万、航空機二五〇機の倍以上の数字を掲げた。関野構想は、戦時にインド洋でのシーレーン確保は不可能であるし、中東からの石油供給も政治的に不安定になると考えられるから、インドネシア以北の海域に「安全海域」を設定して、アメリカ、オーストラリア、インドネシアその他の東南アジア諸国からの必要最低限の物資の確保を目指していた。安全海域とは、九州〜沖縄〜フィリピン〜ボルネオを結ぶ西方線、伊豆諸島〜小笠原諸島〜マリアナ諸島を結ぶ東方線によって囲まれる海域で、この海域内に対潜用の施設や装備を設置し、また駆逐艦、航空機、および潜水艦で編成される潜水艦掃討部隊を配備する。これは、敵に勝利を収めることはできないまでも、敵のシ

シーレーン破壊作戦を制約し、断念させるようになるまで日本のシーレーンを確保することを目的としていた。関野が海上自衛隊の二義的任務と考えた直接侵略の防衛に関しては、敵の侵攻軍が日本本土に上陸する前に海上で迎撃することを考えているが、限定的な海上戦力と狭い日本の国土から考えて敵の基地を攻撃しなければならず、攻撃空母を保有しなければ困難であるので、第七艦隊の救援が駆けつけるまでできるだけ敵の侵攻を遅れさせるとしている。また、米ソ間では戦略核の均衡が保たれているけれども、中国の戦術核に関しては沖繩返還後もアメリカの核の傘が提供される保障がないため、日本独自に戦術核を保有する必要性を主張している。

一方、その反海軍的な態度や強硬なやり方から「陸原」もしくは「海原天皇」とも呼ばれた海原は、関野に代表される旧海軍関係者や海上自衛隊の制服組のシーレーン防衛構想は、海上自衛隊の任務として認められるものでなく、能力的にも非現実的で不可能なものであると批判した。まず、日本のシーレーンは太平洋だけでなく、インド洋全域に通じているが、日本から遠く離れた海域でシーレーンの安全が脅かされたとしても、それは直接及び間接侵略には当たらないため、シーレーンの安全確保は海上自衛隊の任務として認められるものではない。また、第二次世界大戦開始時に米海軍が保有していた数の三倍に当たる、一〇〇隻もの潜水艦（二〇隻の原子力潜水艦を含む）を持つとされるソ連太平洋艦隊を相手に、シーレーンを防衛するのに十分な装備、たとえばソナーや魚雷を保有することは現実的でもない。そもそも、無限に広がるといっても過言でない日本のシーレーンの安全を確保すること自体が不可能である。代わりに海原は、海上自衛隊はシーレーンの確保という不可能な構想を夢見るよりも、唯一の正式任務である直接及び間接侵略に対する防衛に特化するべきであると主張した。海上自衛隊関係者と同じく、海原自身も日本が直接侵略される可能性は非常に低いと考えていたが、わずかでも可能性がある以上、また、それが唯一の正式な任務である以上、海上自衛隊はそれに備えなければならないというのである。海原構想とは、海上自衛隊と海上保安庁を統合し、バランスの取れた駆

逐艦、掃海艇、沿岸哨戒救難用艦船、航空機および燃料、弾薬を配備して、日本に侵攻してくる水陸両用部隊や工作員の侵入の阻止、掃海、海難救助などの諸任務に当たらせるといふものである。一方で、横須賀と佐世保の両基地を完全に米海軍の統制に委ねるなど、日本の防衛に当たる米国への支援の必要性を訴えている。また、核兵器に関しては、日本の核保有論を展開する関野のような人物を「華麗なる夢想家」と呼んで非難している。日本が核を保有したとしてもソ連の持つ核戦力から見れば微々たるものであり、狭い国土では核戦争で生き残る見込みもなく、周辺諸国に日本の軍国化に対する警戒感を高めるだけであるとしている。海原は、中ソの核に関しては米国が喜んで傘を提供してくれると考えていた。

シーレーン防衛をめぐる「関野構想」と「海原構想」を比較すると、日本の海上防衛政策と日米安全保障関係に関する論点が浮かび上がってくる。

まず、海上自衛隊はシーレーンを守ることができるのか、また守るべきなのか、という点である。関野も海原も直接侵略に関してはできるだけ敵の侵攻を遅らせ、米国の援助を待つとしているが、シーレーンの防衛に関しては、第二次世界大戦の教訓から両者は正反対の結論を導き出している。関野は海洋国家としての日本はその経済活動を維持するために強力な海軍力を持ち、自らのシーレーンの安全を確保しなければならないと考えたが、海原はそもそも海上自衛隊に与えられた正当な任務は直接及び間接侵略の排除のみであり、シーレーンの防衛は不可能であるから、日本はコンパクトでバランスの取れた海軍力を持つべきだと考えた。換言すれば、ブルーウォーター・ネイビー（遠洋海軍）を持つべきか、沿岸警備隊を持つべきか、ということである。確かに、日本が専守防衛に徹し、日本の海上防衛政策が日本の領海と周辺海域から一歩も外へ出ず、敵部隊の排除に関して米国に依存するというのであれば、沿岸警備隊で十分だったのかもしれない。この点は、海上自衛隊の存在に関する根本的な疑問であるともいえる。

次に、日米の役割分担のあり方に関する問題がある。関野構想と海原構想はシーレーン防衛をめぐる議論であっただけでなく、日米安保体制の下でどこまでを自前でやり、どこまでを米国との協力に委ねるのか、という議論でもあった。これは、日本の防衛の対米依存率をめぐる議論であったともいえる。つまり、日本のシーレーンの安全確保、日本に対する直接攻撃、さらには中ソの核攻撃においてどこまで米国の援助を期待できるのか、または期待すべきか、という問題を提示していたのである。両者とも米国の援助を前提としていたにもかかわらず、想定する対米依存率に大きな相違が生じたのは、それまで本格的に日米間で防衛協力について話し合われたことがなかったからであり、この相違は逆に日米安保体制の役割分担の必要性を示していたといえる。

アワーは、一九七一年の時点で日本政府は関野構想と海原構想のどちらかを採用するのか決定していないと結論づけている。軍備に対する国民的な警戒感や、防衛政策策定における文官の制服組に対する優位性にもかかわらず海原構想が採用されずにいたのは、日本の政治指導者が防衛官僚に限定的な防衛政策を追求させる一方で、政界、学界、財界の実力者となった旧海軍関係者の支持を受けた海上自衛隊の指導者にはブルーウォーター・ネイビー構想を抱かせ、予算策定で強大な力を持つ大蔵省には国家予算に占める防衛費を低い水準に維持させてきたからであり、これらの組み合わせの結果、日本には「防衛政策不在」の状態が続いている、とアワーは指摘している^⑩。そのため、海上自衛隊には掃海艇部隊を除いて明確な任務を持った有効な部隊が存在しなかったのである。では、シーレーン防衛が政策として策定されたことは、日本の政治指導者が明確な防衛政策を持ち、米国と役割分担を明確化したことを意味するのであろうか。以下ではこれらの疑問を踏まえた上で、一九七〇年代以降の日米防衛協力の発展を分析する。

二、「人と人の協力」の展開とシーレーン防衛構想

国会図書館のウェブサイトで「シーレーン」もしくは「海上交通路」というキーワードを検索してみると、これらが会議録に出てくるのは一九七〇年になってからである。すでに述べたように、商船の護衛は戦後一貫して議論されてきた。しかし、本格的にシーレーンの安全確保に必要な能力獲得のための議論が行われるようになったのは七〇年代に入ってからであった。これにはいくつかの理由が考えられる。まず、イギリスのスエズ以東からの撤退とソ連海軍のインド洋進出によって米海軍第七艦隊がインド洋もその活動範囲とするようになったが、その結果、第七艦隊の西太平洋でのプレゼンスが弱まった。一方で、キューバ危機以来海軍力の増強を目指していたソ連は、極東に保有する唯一の不凍港基地があるウラジオストクを中心に西太平洋でのプレゼンスを増大していた。こうして、西太平洋とインド洋を結ぶソ連艦隊のシーレーンは、日本及び日本を基地とする第七艦隊のシーレーンとも重なり、日本周辺海域の戦略的重要性が増大した。⁽²¹⁾このような国際環境の激変の中で、自由主義陣営の中で第二位の経済大国へと成長し、世界最大の商船隊を保有するようになった日本は、海上輸送に大きく依存する自らの経済活動を維持せねばならず、さらに、来るべき沖縄返還は守るべき海域がさらに拡大することを意味していたのである。

このような中で、日本では「自主防衛」論が台頭する。「自主防衛」論はまず、沖縄返還を目指す日本政府から出た。つまり、より大きな安全保障上の責任を担うことによつて、沖縄返還を容易にしようというものである。しかしながら、その帰結は、六九年一月の日米共同声明に盛り込まれたいわゆる「韓国・台湾条項」である。⁽²²⁾これらは、沖縄返還の見返りに、極東有事の際の在日米軍基地の円滑な提供を約束するものであった。自主防衛力の増強ではなく、「物と人の協力」の強化である。

また、「自主防衛」論は、ニクソン・ドクトリンに対する反応でもあった。リチャード・ニクソン (Richard Nixon) 大統領が一九六九年七月にグアムで発表し (グアム・ドクトリン)、翌年二月の外交教書演説で公式化されたニクソン・ドクトリンと呼ばれる米国の戦略は、同盟国への条約上のコミットメントの維持と核の傘の提供はするが、核攻撃以外の侵略に関しては当事国が防衛の第一義的責任を負うことを期待するとしていた。ベトナム戦争で疲弊し相対的にその国際的地位が低下した米国は、過剰な対外介入を慎むようになったのである。一方、経済大国の仲間入りをした日本では、財界を中心により大きな国際的役割を果たすことを求める声が高まっていた。²³⁾この頃、「マラッカ海峡防衛論」も財界を中心に議論されるようになっていた。ニクソン・ドクトリンも、日本に相應の安全保障上の役割分担を求めるものと受け止められた。しかし、「人と人の協力」という観点からの議論は、この時点ではみられない。

本格的な「自主防衛」論の担い手は、七〇年に防衛庁長官となって「自主防衛五原則」²⁴⁾を公表した中曽根康弘であった。中曽根は、『防衛白書』を刊行し、民間有識者からなる「自衛隊を考える会」を作つて、広く防衛問題に取り組んだ。また、「国防の基本方針」の第四項の改定を求めた。第四項は、「外部からの侵略に対しては、(中略) 米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する」としており、中曽根は、これを逆転し、基本的に自主防衛を主、日米安保を従とすることを目指したのである。同時に進められた第四次防衛力整備計画案では、自衛隊の質的増強に軍事的観点から取り組もうとした。²⁵⁾また、兵器の国産化を打ち出し、米国製の中心対潜哨戒機に代わる次期哨戒機を国産とするための研究開発費を盛り込んだ。²⁶⁾

七〇年代のシーレーン防衛も、当初自主防衛の一環として議論された。中曽根が「新防衛力整備計画」として発表した四次防衛では、海軍力の二五万トンへの増強、特にシーレーン防衛のための、ヘリコプター搭載護衛艦二隻を中心とする対潜掃討部隊の導入が検討された。この頃になると、膨大な数の商船をコンボイ方式では護衛できないとして、間接

護衛方式が検討されるようになっていた。海上に「航路帯」を設定して護衛部隊を配備し、通航する商船を保護するという考えである。対潜掃討部隊の導入はそのためであった。通商路は、大阪と東京から南鳥島、沖ノ鳥島あるいは南西諸島を結ぶ航路帯、およそ一、〇〇〇海里が想定された。²⁷⁾

しかし、四次防の予算規模は五兆二千億円と膨大で、国内外から批判を浴び、また与党からも中曽根の自主防衛論が日米安保を軽視するものとの批判が出た。さらに、七一年夏の二つの「ニクソン・ショック」の追い打ちを受けて、四次防の策定は延期された。結局、七二年一〇月に策定された四次防は大幅に縮小され、ヘリ空母の導入も見送られた。

中曽根の「自主防衛」論は挫折したが、八〇年代にシーレーン防衛をはじめとする日米防衛協力と役割分担を推進することになるのは、誰あろう後に首相となった中曽根であった。中曽根の「自主防衛」論は、復古主義的な右傾化を反映したのではなく、むしろ後の「新保守主義」を先取りしたものである、と大嶽秀夫は分析している。²⁸⁾ 中曽根の「自主防衛」はあくまで、「非核中級国家」としての日本の戦略であり、米国との協力を前提とするものであった。その中で、米国との役割分担を模索したのである。しかし、七〇年代の失敗から、後に首相となった中曽根は「自主防衛」よりも日米同盟の強化を前面に打ち出したのであろう。

ところで、米中接近をうけて、時代はデータントが趨勢となった。中国の脅威の喪失は膨大な防衛費の正当化を困難にし、野党の求めに応じて、田中角栄首相は「平和時の防衛力の限界」の策定を防衛庁に指示した。防衛庁では、久保卓也防衛局長が、後に「基盤的防衛力」構想と呼ばれることになる考えを温めていた。それは、従来の所要防衛力構想ではいつまでも必要な軍事力を整備することができないため、防衛の基盤となる兵站や教育訓練、偵察に力を注ぐべきという考えであり、制服組からは強い反発を受けたが、久保の考えは田中内閣によって「平和時の防衛力」として野党に提出された。しかし、野党側はこれを受け入れることが自衛隊の存在を認めることになるとして、平和時の防衛力の限

界を定めよとの要求を撤回した。久保はその後も研究を続け、オイルショック後のインフレやデタントが防衛費に制限を加えるため、米国との協力関係の調整が必要であると考えるようになった。

また、久保はシーレーン防衛に関して、前任者である海原とは異なる考えをもっていた。防衛を純軍事的観点からのみ考えた海原に対し、久保はより広く国民の生活を支える資源の供給ルートの確保という意味で、シーレーン防衛の必要性を認識していた。久保も太平洋やインド洋でのシーレーン防衛の困難さを認識していたが、日本近海における海上自衛隊の対潜水艦作戦が第七艦隊の作戦を補完できると考えていた。²⁰⁾

久保構想は、三木武夫首相と坂田道太防衛庁長官の下で花が咲く。三木内閣は従来の長期防衛整備計画を廃し、代わりに「防衛計画の大綱」を策定して平和時の防衛力を別表に付した。久保の「基盤的防衛力構想」がその下地となった。三木内閣はまた、防衛費のGNP一%枠を設定し、防衛費の拡大に歯止めをかけようとした。一方、「大綱」は「限定的かつ小規模な侵略」は独力で対処し、それ以上の事態に対しては米国の来援を待つとしたので、米国との「人と人の協力」を強化する誘因が高まった。さらに、「大綱」は量的な限界は定めても質的な限界は定めていなかった。「大綱」が前提とするデタントが崩れたとき、「大綱」は日米防衛協力及び日本の防衛力強化の土台となるのである。

ここで、当時の米国が日本との防衛協力についてどう考えていたのかみてみよう。ニクソン・ドクトリンの意図は、アジアにおける前方展開を海空軍力中心にすることであった。よって、当時の米国の最大の関心が、在日米軍基地の円滑な運用であったことはいうまでもない。米国が日本に求めていた役割分担も、アジアへの戦略援助や米国製装備の調達、米軍の日本駐留費の負担が主であった。²¹⁾しかし、米側は、「ニクソン・ショック」以後、日本の指導者は基地問題に関する米側の要求に応じることが佐藤政権を崩壊させたり、次期首相争いで不利になったりすることを恐れている、と分析していた。²²⁾米国は、沖縄返還と引き換えに「韓国・台湾条項」によって、極東有事における在日米軍基地

の円滑な運用の保障を得たが、米中接近後、日本政府は両条項を事実上打ち消し、「物と人の協力」に制約を課した。米側は、B-52爆撃機の沖縄からベトナムへの出撃が日本で大きな反発を受けていることもあって、日本側が「有事駐留」を求めてくる可能性さえ危惧していた³²。また、この頃に日本政府は、憲法上集団的自衛権を保有するけれども、「行使できない」という解釈を定着させ、「人と人の協力」にも大きな制限を課している。

ところが、七五年四月にサイゴンが陥落し、米国でデタントの見直し論が台頭してくる頃には、米側も「人と人の協力」を模索するようになる。米国は、たとえば朝鮮半島有事において、在日米軍基地は不十分な機能しか果たせないと分析していた。そして、米軍基地の整理削減が進み、米軍が担うことのできなくなった後方支援を日本側に要請する必要性があると考えるようになった³³。米側はまた、在日米軍は日本の防衛のみならず地域の安定にも寄与しているが、日本の防衛力は自国の防衛のみを目的としており、自衛隊と在日米軍の任務が非対称である、と分析していた。さらに、日米は脅威認識についても一致していないとし、日本が大規模な防衛力の保有を目指すことは予見できないので、日本の限定的な防衛力を効果的に活用する必要があると考えようになった。具体的には、早期警戒を主とする防空能力や対潜哨戒能力等の強化を挙げ、国会での「航路帯」一、〇〇〇海里防衛構想にも注目していた。当座の方針としては、在日米軍基地のさらなる整理削減を行いつつ、有事における軍同士の協力を進め、さらなる責任分担を求めることを考えていた³⁴。ただ、日本の軍事力強化について、米政権内に懸念がなかったわけではない。たとえば、在日米国大使館は、東アジアの安定にとって望ましいのは、適度に保たれた日本の防衛力だと考えており、日本がシーレーン防衛能力やソ連に対する防衛力の強化に踏み切った場合、懸念を持つべきだろうかと自問している³⁵。

こうして、日米双方に「人と人の協力」を促進する機運が高まった。七五年三月、社会党の上田哲議員が日米間に海域防衛についての秘密協定があるのではないかと質問したことを逆手にとり、坂田防衛庁長官は、本来ならばそのよう

な話し合いが必要として、ジェームズ・シュレジンジャー (James R. Schlesinger) 国防長官が来日したら日米防衛協力について話し合う用意があると表明した。坂田長官は、有事における「日本周辺海域」での日米共同作戦計画の取り決めを念頭に置いており、三木首相もこれを了承した。⁽³⁶⁾ ただし、ハト派の三木首相は、日米防衛協力の強化に慎重であった。⁽³⁷⁾ 防衛庁ではすでに、有事の際は第七艦隊が制海権を掌握し、日本側は三海峡の封鎖と一、〇〇〇海里までのシーレーンの防衛を担うという役割分担を想定していた。⁽³⁸⁾ 六三年の「三矢研究」問題以来、有事についての研究はタブー視されていたが、政治主導の観点からも、坂田の取り組みは望ましいものであった。

七五年八月に坂田・シュレジンジャー会談が開かれ、日米防衛協力を促進するための新しい機関を設置することで合意した。この席で、米側は在韓米軍の長期駐留を表明し、日本側は自衛隊の増強と在日米軍基地の安定的使用を約束した。⁽³⁹⁾ シュレジンジャー長官は具体的に、海上交通路の確保、対潜能力と防空能力の強化を要請し、坂田長官は次期対潜哨戒機や次期主力戦闘機等、装備の近代化を図って防衛努力を強化する方針を説明した。「物と人の協力」だけでなく、より限定的ながらも「人と人の協力」への道を開いた画期的な日米防衛首脳会談であった。

七六年七月以降、新設された日米防衛協力小委員会で「日米防衛協力の指針」の策定が行われた。七八年一月に福田赳夫内閣の下で了承された「日米防衛協力の指針」(旧ガイドライン)は、(一)「侵略を未然に防止するための態勢」、(二)「日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等」、(三)「日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力」を取り扱っているが、(三)は日本側の消極姿勢を反映し、日米が「相互に研究を行う」となっているだけである。(一)では、日本が「米軍による在日施設・区域の安定的かつ効果的な使用を確保する」し、米国は、「核抑止力を保持するとともに、即応部隊を前方展開し、及び来援し得るその他の兵力を保持する」と「物と人の協力」の安定化を謳っている。米国による核抑止と有事来援の公約は、日本の悲願であった。⁽⁴¹⁾ 一方、在日米軍基地

の安定的使用の確保は、米側の悲願であった。同時期に、日本は「思いやり予算」として米軍の駐留費の負担にも合意している。

旧ガイドラインが最も多くを割いているのは、日米安保条約第五条（日本有事）に関わる（二）である。「日本に対する武力攻撃がなされた場合」には、日本は、「限定的かつ小規模な侵略を独力で排除」し、「独力で排除することが困難な場合には、米国の協力をまわって、これを排除する」とされ、自衛隊は「日本の領域及びその周辺海空域において防勢作戦を行い」、米軍は「自衛隊の能力及ばない機能を補完するための作戦を実施する」という役割分担が明記された。自衛隊が「盾」、米軍が「矛」の役割を果たすのである。

具体的な役割分担の中身については、ここでは「海上作戦」についてのみふれるが、「海上自衛隊及び米海軍は、周辺海域の防衛のための海上作戦及び海上交通の保護のための海上作戦を共同して実施する」とされ、「海上自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防備のための作戦並びに周辺海域における対潜作戦、船舶の保護のための作戦その他の作戦」を担い、第七艦隊は、「海上自衛隊の行う作戦を支援し、及び機動打撃力を有する任務部隊」、つまり空母機動部隊による作戦を展開して、「侵攻兵力を撃退する」とされた。こうして、日米の役割分担に基づくシーレーン防衛が、公的に想定されるようになったのである。

旧ガイドラインは「前提条件」として、「事前協議に関する諸問題、日本の憲法上の制約に関する諸問題及び非核三原則は、研究・協議の対象」とせず、研究・協議の結論も、「両国政府の立法、予算ないし行政上の措置を義務づけるものではない」とされた。これらは、「三矢事件」の反省から文民統制の確保や国会への配慮のほか、米国の対日要求への「防波堤」の意味もあった。研究成果をそのまま立法や予算に反映させるよう米側から要求されないようにという考えからだった⁽⁴⁾。とはいえ、旧ガイドラインは日米共同作戦研究への道を開き、陸海空の日米共同演習も着実に増加・

拡大していった。日米には従来から秘密の合同作戦計画があったが、実質は乏しかった¹³。旧ガイドラインの策定は、形式上の日米防衛協力関係から実質的な同盟関係への第一歩であったといえよう。

三、シーレーン防衛の実践

一九七九年のソ連によるアフガニスタン侵攻は、デタントの終焉と「新冷戦」の幕開けを告げた。ジミー・カーター（Jimmy Carter）大統領は、それまでの外交方針を大きく転換し、ソ連との対決姿勢を強めた。七〇年代を通じて、海外へのコミットメントに批判的であった米国民は、冷戦の新しい局面を迎えて、同盟国との責任分担を重視するようになった¹⁴。八〇年には議会に「責任分担」に関する小委員会が設置され、国防総省は毎年同盟国の「共同防衛」への貢献度を報告することになった。八一年一月に発表された、八二年度「米国防報告」では、同盟国との適切な役割分担に基礎を置く「連合戦略（Coalition Strategy）」が打ち出された。

拡大する貿易摩擦を背景に、米国の日本に対する責任分担の要求は強まった。極東地域では、ソ連の中距離核ミサイル（SS20）や空母「ミンスタク」、超音速爆撃機「バックファイア」の配備が確認されており、米国は防衛費の増大を日本に強く求めた。七八年に、議会は日本に防衛費の増加を求める最初の決議を可決している。八〇年度及び八一年度の日本の国防予算が低水準であることが明らかになると、ハロルド・ブラウン（Harold Brown）国防長官は、日本をあらからさまに批判した¹⁵。七九年に国防総省の日本課長となったアワーは、海上自衛隊との深い付き合いから、シーレーン防衛が海上自衛隊の長年の夢であることを知っており、その年の日米安保事務レベル協議の席で、日本側にシーレーン防衛に関する役割分担を要請することを、マイケル・アマコスト（Michael H. Armacost）国防次官補代理に提案した。

しかし、米政権内でも、国務省を中心に日本の軍事力の拡大を懸念する声が依然強かった。⁽⁴⁶⁾

議会やカーター政権が日本の責任分担を予算額で評価したのに対し、ロナルド・レーガン政権は異なるアプローチをとった。レーガン政権は徹底した対ソ強硬路線をとって、軍事力、特にソ連の海洋進出に対抗するための海軍力と核戦力の強化に乗り出した。新しく国務長官となったアレクサンダー・ヘイグ (Alexander Haig) は、レーガン政権は同盟国を公然と批判せず、同盟国と役割分担について率直に話し合うという方針を明らかにした。⁽⁴⁷⁾ アワーは新たな上司となったリチャード・アーミテージ (Richard Armitage) 国防次官補代理に再びシーレーン防衛に関する役割分担を提案し、採用された。⁽⁴⁸⁾ 八一年三月、キャスパー・ワインバーガー (Casper W. Weinberger) 国防長官は、NATO同盟諸国および日本との役割分担がレーガン政権の国防政策の土台となる、と上院で証言し、渡米した伊東正義外相に日本本土及び周辺空海域、さらに「フィリピン以北、グアム以西」の海域での防衛を担ってくれるよう提案した。⁽⁴⁹⁾ しかし、伊東外相の反応は鈍かった。

事態が進展したのは、五月の鈴木・レーガン会談後である。冒頭で述べたように、両首脳は共同声明の中で初めて日米関係を「同盟関係」と表現し、安全保障に関しては「適切な役割分担」が望ましく、日本は「自主的にかつ憲法並びに基本的な防衛政策に従って、日本の領域及び周辺海・空域における防衛力を改善」と述べた。具体的な協力の中心については、六月の日米安保事務レベル協議で話し合うとされた。⁽⁵⁰⁾ その後、鈴木首相は記者の質問に対して、資源の輸送路の確保は日本にとって死活的問題であり、第七艦隊がベルシャ湾の安全に当たっているため、日本の「庭先」である日本周辺海域数百海里、シーレーンについては一、〇〇〇海里にわたって、自衛の範囲で守っていくと答えた。⁽⁵¹⁾

だが、鈴木首相は自らのシーレーン防衛発言の意味を理解しなかつたといわれている。鈴木首相はまず、共同声明の作成方法に不満を漏らし、「同盟」には軍事的意味合いはないと述べた。共同声明の作成に関わった外務省はこれに

反発し、伊東外相は抗議辞任した。けれども、米国は鈴木首相の発言を事実上の対米公約として受け取った。

米側は、周到な準備を重ねてこの共同声明の作成に取り組んでいた。四月二〇日付けの国防総省から大統領領宛の書簡では、従来の政権が日本に防衛予算額の増額を要求して失敗したのは、日本が果たすべき役割を決定しなかったためとして、西側諸国にとつて死活的重要な中東からの石油供給路の確保に日本が貢献できるように、西太平洋での効果的自衛能力の達成を日本側に求める方針を明らかにしている。また、日本の首相にできるのは、中期防衛見積を達成し、十年で海空戦力を倍増させ、フィリピン以北、 Guam以西の航路帯防衛防衛に必要な能力を保有することだと分析している。⁽³²⁾

六月にハワイで開かれた日米安保事務レベル協議では、米側から具体的な要請がなされた。米側は、対潜能力と「バックファイア」に対抗するために防空能力の強化を求め、具体的に対潜哨戒機C-119機、邀撃部隊一四隊という数字を挙げたが、これらは「防衛大綱」以上の水準であり、日本側にこれらを受け入れる準備は整っていなかった。八年に入っても、鈴木首相はシーレーン防衛の確約を避けた。⁽³³⁾ 防衛庁は新たに策定した「昭和五六年中期業務見積（五六中業）」で四〇機のC-119や新たな誘導ミサイル護衛艦の導入、さらに既存艦にも「ハーブーン」対艦ミサイルや「シースパロー」対空ミサイルを装備することとし、鈴木首相も八三年度の予算削減から防衛費を除外することに決めた。しかし、八二年九月の日米安保事務レベル協議でも、米側は強く防衛力の強化を日本側に迫った。米政権は、粘り強く「対米公約」の「十年以内」の達成を求めるつもりであった。⁽³⁴⁾

ところで、八二年九月の日米安保事務レベル協議では、シーレーン防衛についての共同研究の開始が決定された。この共同研究は八三年に開始されて八六年に完成するが、ソ連基地を攻撃する米空母機動部隊を海上自衛隊の護衛艦が守ったり、日本側はソ連艦隊を封じ込めるため宗谷、津軽、対馬海峡を封鎖するなどの役割分担が想定されていた。⁽³⁵⁾ その

そも、シーレーンとは米側にとつてはS-COC (Sea Lines of Communication) のことであり、資源の輸送路だけでなく、有事の際の兵站線という意味もあつた。シーレーンの防衛は、日本にとつては米軍の来援を確保するという意味もあつたのである。日本側に求められていたのは、オホーツク海に潜んで米本土を標的とするソ連の戦略ミサイル原子力潜水艦とそれを護衛する攻撃型原潜の動きを封じるための対潜能力及び三海峡封鎖であり、また、米空母機動部隊を標的とする「バックファイヤ」に対抗するための防空能力であつた。そのためには、日本の防衛力の強化のペースは不十分と米側は判断していた。

シーレーン防衛構想が実践に移されたのは、中曽根政権が誕生してからである。中曽根は、八二年十一月に首相の座に着くと、防衛費の増額と「武器輸出三原則」の例外となる「対米武器技術供与」に踏み切り、日米の武器装備共同研究に道を開いた。八三年一月に中曽根を迎えるにあたって、米側は中曽根の対米協力姿勢を評価し、役割分担の履行を強く求めることにしていた。⁵⁶ 中曽根は、渡米するとレーガン大統領と「ロン・ヤス関係」を築き、有名な「不沈空母」、「四海峡封鎖（後に三海峡と訂正）」発言で対米協力姿勢を鮮明にした。中曽根首相は、鈴木・レーガン共同声明の意味を理解していたのである。

このような中曽根の対米協力姿勢にもかかわらず、議会は対日貿易赤字を背景に、日本のシーレーン防衛能力の強化を強く求めた。八五年には議会が鈴木首相のシーレーン防衛発言を実現するため、「防衛大綱」の改定を求める決議を出し、さらに日本が防衛担当区域を広げないのならば経済制裁を科すという決議も議決された。中曽根首相は「防衛大綱」の改定に取り組んだが、自民党内で十分な支持を得ることができなかった。⁵⁷ その代わり、「昭和五九年度中期防衛見積（五九中業）」では、大幅な対潜・防空能力及びミサイルや魚雷など各種弾薬の調達が計画された。これが完全に実施されれば、自衛隊の装備は「防衛大綱」の水準に達し、海上自衛隊は第七艦隊よりも多くの護衛艦と対潜哨戒機を

保有することになっていた。

中曽根首相は、国防予算を軍事的観点から作成し、自衛隊のシーレーン防衛能力を向上させた。⁽⁸⁸⁾「五九中業」が完全に実施されれば防衛費がGNP一%枠を超えることが予想されたため、中曽根首相は一%枠の撤廃に取り組んだ。しかし、党内の支持が得られなかったため、「五九中業」を防衛庁案から政府計画へと格上げし、中業の二年目の防衛予算がGNPの一・〇〇四%となった。中曽根内閣はこれを了承し、八七年には一%枠も撤廃した。八七年には中曽根を継いだ竹下登首相が対GNP一・〇一三%の防衛費を了承し、「五九中業」は完全に達成された。

自衛隊は、着実にシーレーン防衛能力を強化していった。共同研究についてはすでに述べたが、八三年九月にシーレーン防衛の共同訓練が行われ、海上自衛隊はリムパック（環太平洋合同演習）という多国間演習にも参加するようになった。八五年には、『ジェーン年鑑』⁽⁶⁰⁾が海上自衛隊の能力を高く評価した。⁽⁵⁹⁾国防総省は、議会への報告で日本の防衛努力を高く評価した。⁽⁶⁰⁾八五年の時点で、海上自衛隊は二十三機のP-3Cを含む対潜哨戒機一三〇機に達しており、航空自衛隊は最高の性能を持つF-15を九三年には一六三機保有する見込みで、対潜能力と防空能力の強化が進んでいた。⁽⁶¹⁾共同研究によって日本の防空能力が低いと判明すると、米側は超高性能のイージス防空システムを日本に供与することを決定した。⁽⁶²⁾また、「東芝機械事件」の後、八十七年には、対潜および潜水艦技術開発で日米共同研究が行われることになった。⁽⁶³⁾「スターウォーズ」計画と呼ばれた「戦略ミサイル防衛構想」の共同研究やF/SX（次期支援戦闘機）の共同開発も決定された。

こうして、中曽根内閣の下で自衛隊はシーレーン防衛能力を強化したのであるが、運用面で重大な問題があった。それは七二年に確立された集団的自衛権の「保有すれども行使できず」という内閣法制局の解釈である。シーレーン防衛を実施するにあたって、自衛隊の米軍艦船護衛が問題となった。八三年二月、「極東有事に際して、米海軍の増援部隊

を自衛隊が公海上で護衛することは個別的自衛権の範囲か、集団的自衛権にあたるか」という質問に対し、中曽根首相は「日本が侵略された場合に、日本防衛の目的で米艦船が日本救援に駆けつける。それが阻害された場合に自衛隊が救出するのは個別的自衛権」だと答えた。内閣法制局はこれに「米艦護衛の範囲は日本の近海に限る」と制限をつけた。「近海」とは「日本周辺数百海里、航路帯一、〇〇〇海里」とされた。中曽根内閣は集団的自衛権問題を個別的自衛権の拡大解釈で乗り切ったのである。

自衛隊の能力の強化は、太平洋における海軍バランスに大きな変化をもたらした。八五年にソ連は「日本の軍事力」というパンフレットを発行し、日本の軍事力強化を非難した。⁽⁶⁵⁾ 中国は、対ソ戦略上、日米同盟の下での日本の軍事力強化を受け入れていたが、GNP一％枠の撤廃後は批判を強めた。⁽⁶⁷⁾ 日米は緊密に連携しながら日本周辺海域で哨戒活動を行い、ソ連の極東艦隊の太平洋進出を不可能ではないにせよ、困難にした。シーレーン防衛における日米の協力は、冷戦の終結に一役を買ったことになったのである。

しかし、冷戦期の日本は、その地理的位置故に自衛能力の向上が西側の防衛に貢献できたのである。イラン・イラク戦争中の八七年、ペルシヤ湾への掃海艇派遣を検討した中曽根首相は、閣内の支持を得られなかった。これはその後の湾岸戦争での苦い経験の前兆であった。

結論

シーレーン防衛をめぐる「関野構想」と「海原構想」の相違は、日本の海上防衛政策と日米安全保障関係に関する重要な問題を浮かび上がらせた。日本の海上防衛政策の適用範囲と日米安全保障関係における役割分担に関する問題であ

った。日本政府は、「閩野構想」が主張したように、日本の海上防衛政策としてのシーレーン防衛を実践した。だが、「海原構想」が日本政府によって完全に無視されたわけでもない。日本政府の海上防衛政策は、閩野の想定したように「安全海域」を設定し、攻撃型空母や核兵器を保有する「自主防衛」でも、海原が想定したように領海外の防衛をすべて米国に依存するものでもなかった。実際には、日米が担当海域と任務役割を分担して、西側全体の防衛のために協力する形となった。七〇年代のデタントという趨勢の中で、日本は防衛力に歯止めをかけ、一方、米国は日本の限られた防衛力の有効活用を模索した。こうして、日米に「人と人の協力」を推進する機運が生まれ、シーレーン防衛という形で「人と人の協力」が実現したのである。

では、日本政府は「防衛政策の不在」を克服したのであろうか。八一年のシーレーン防衛構想発表後の日本政府の混乱を見る限り、日本の政策担当者の「無知と怠慢」が米国に利用されただけ、とみることもできよう。⁽⁶⁸⁾しかし、シーレーン防衛構想はそもそも日本側が温めていたものであり、米国はその構想を分析・研究し、日本側に提案してきたのである。混乱があつたとはいえ、日本はシーレーン防衛という明確な防衛政策を策定し、自衛隊に明確な任務を与え、必要な装備を調達したのである。日本の防衛政策を考える上で、貴重な先例になったといえるであろう。

とはいえ、この「人と人の協力」に限界がなかったわけではない。まずシーレーン防衛を集団的自衛権ではなく、個別的自衛権の拡大で正当化せざるをえなかったため、一、〇〇〇海里以遠での有事に対応できなかった。そのため、イラン・イラク戦争中のペルシャ湾での掃海に参加できなかったのである。湾岸戦争中に自衛隊を派遣できなかったことは、より深刻であつた。もう一つの限界は、日本が自ら温めた防衛構想を、米国の外圧を利用しなければ実現できなかったことである。そのため、米国の要求に追従しただけとの批判を受けたのである。米国の政策をよく研究し、それを両国の国益に照らし合わせて米国に提案することが、対等な同盟関係には求められるであろう。

七〇年代以降の日本の防衛政策策定に関して興味深いのは、ハト派として知られる政治家が首相の時に大胆な防衛政策の種をまき、その芽をタカ派の後継者が摘むというパターンがみられたことである。三木内閣で旧ガイドラインの策定が決定され、福田首相に提出された。また、鈴木首相がシーレーン防衛発言をし、中曽根首相がそれを実践した。中曽根が防衛庁長官として「自主防衛」を打ち出した時は自民党内からも批判を浴びて挫折したが、自民党内のハト派の派閥の領袖が首相として防衛政策を打ち出すと、その派閥の自民黨員はこれに反対できず、タカ派の後継者がその政策を実践する余地が生まれたのではないか。であるならば、自民党派閥がかつての結束を失っている現在、タカ派の指導者が大胆な防衛政策を打ち出し、かつ実践することは容易になるのか、という点は議論の価値があるであろう。

冷戦が終わって日米同盟の「人と人の協力」は進展したが、米国が「物と人の協力」を常に重視してきたことを忘れてはならない。今後のアジア・太平洋地域の最大の懸念は中国の台頭である。特に中国は海洋進出を本格化させ、中国原潜が日本の領海を侵犯するという事例もあった。台湾有事の際、日本の周辺海域は米中の軍事衝突の最前線となる可能性が高い。日本の保有する対潜能力は、第七艦隊の安全に大きく貢献するであろう。しかし、日本が米国に基地の柔軟な使用を保障できなければ、日米同盟の抑止力は大きく損なわれてしまう。現在、米軍の「トランス・フォーメーション」に合わせて在日米軍基地の整理統合と日米同盟の新しい役割分担が議論されているが、「物と人の協力」と「人と人の協力」が別々に議論されてはならない。米国の基本的姿勢は、在日米軍基地の整理統合に応じる代わりに、日本側により大きな安全保障上の役割を求めるといえるものである。「物と人の協力」と「人と人の協力」は常に関連して議論されなければならないのである。

最後に、安全保障政策とは、安全と経済的繁栄をもたらすだけでなく、健全なナシヨナリズムを育成させるものでなくてはならない。政治とは結局のところ、これら三つの要素の三律背反を調整する芸術である。戦後の日本はいわゆる

「吉田ドクトリン」に基づいて安全保障はアメリカに大きく依存し、経済発展に集中してきた。それは、日本がこれまで一度も戦争に巻き込まれることがなく、大きな経済的發展を遂げたという点では成功といえるが、健全なナシヨナリズムを育成してはこなかった。国民の間に「一國平和主義」が蔓延する一方で、「非武装中立」や「自主防衛」など非現実的な極論を唱える者が少なからずいたからである。イラク戦争をめぐる議論でも、「USかUNか」という極論に終始し、米国の行動を支持する者は「対米追従」と非難された。現在の日米安全保障関係において安全、経済、ナシヨナリズムのバランスを取る鍵は、適切な役割分担に基づく日米同盟関係にある。そのためにも「物と人の協力」と「人と人の協力」の適切なバランスを見失ってはならない。

- (1) 坂本一哉「日米同盟における『物と人の協力』『人と人の協力』『外交フォーラム』(二〇〇五年八月号)、一五—一七頁。
- (2) たしやんたて、Ted Shannon Wile, "Sealane Defense: An Emerging Role for the JMSDF?" Master's Thesis, Naval Postgraduate School, 1981), pp. 143-144; Thomas B. Modly, "The Rhetoric and Realities of Japan's 1,000-Mile Sea-Lane Defense Policy," *NWCJ* XXXVIII, 1 (January-February 1985), pp. 25-36; Michael Granley, "Japanese Goal to Protect Sea Lanes: More Rhetoric than Reality?" *Armed Forces Journal International* 123, 2 (September 1985), pp. 104 and 107; Tatsuya Kataoka, "Japan's Defense Non-Buildup: What Went Wrong?" *International Journal on World Peace* (April-June 1985), pp. 10-29.
- (3) 坂本前掲論文、一七頁。
- (4) E. B. Potter, *Sea Power: A Naval History* (Annapolis: U.S. Naval Institute Press, 1989), p. 162.
- (5) マハンが日本海軍に及ぼした影響と戦前の日本海軍の政策決定に関しては、麻田貞雄『岡大戦間の日米関係—海軍と政策決定』(東京大学出版会、一九九三年)参照。特に第一、四、五章。
- (6) U.S. Strategic Bombing Survey, *The War Against Japanese Transportation* (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1947), p. 47.
- (7) Joint Army-Navy Assessment Committee, *Japanese Naval and Merchant Shipping Losses during World War II* (Washington, D.C., U.S. Government Printing Office, 1947), p. vii.

- (8) 大嶽秀夫編・解説『戦後日本防衛問題資料集 第一巻』(三二書房、一九九一年)、二四頁。
- (9) 田中明彦『安全保障―戦後五〇年の模索』(読売新聞社、一九九七年)、一五三―四頁。
- (10) 同、一五九―一六〇頁。
- (11) 大嶽秀夫『日本の防衛と国内政治―アタントから軍拡へ』(三二書房、一九八三年)、二八頁。
- (12) James E. Auer, *The Postwar Rearmament of Japanese Maritime Forces, 1945–1971* (New York: Praeger Publishers, 1973), especially pp. 72–89.
- (13) Auer, *The Postwar Rearmament*, pp. 76 and 88.
- (14) 中馬清福『再軍備の政治学』(知識社、一九八五年)、一〇〇頁。
- (15) 「第二次防衛整備計画」データベース『世界と日本』(<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPSC/19610718.01.htm>)
- (16) Auer, *The Postwar Rearmament*, p. 159.
- (17) Auer, *The Postwar Rearmament*, p. 159; and Michael J. Green, *Arming Japan: Defense Production, Alliance Politics, and the Postwar Search for Autonomy* (New York: Columbia University Press, 1995), p. 47.
- (18) 「開野構想」のごくいは、Auer, *The Postwar Rearmament*, pp. 139–143。『海原構想』のごくいは同、一三四―九頁参照。
- (19) Auer, *The Postwar Rearmament*, pp. 256–258.
- (20) <http://kokkai.ndl.go.jp/>
- (21) 北村謙一『いま、なぜシーレーン防衛か―東アジア・西太平洋の地政学的・戦略的分析』(振学出版、一九八八年)、三六―四八頁。
- (22) 「韓国・台湾条項」の分析のごくいは、James Auer and Tetsuo Kotani, “Reaffirming the “Taiwan Clause”: Japan’s National Interest in the Taiwan Strait and the U.S.–Japan Alliance,” *NBR Analysis*, Vol. 16, Number 1 (October 2005), pp. 58–83参照。
- (23) 大嶽秀夫前掲書、五二―五三頁。
- (24) 一、憲法を守り、国土防衛に徹する。
二、外交と防衛の一体、諸国策との調和を保つ。
三、文民統制を全うする。
四、非核三原則を維持する。

- 五、日米安全保障体制をもつて補完する。
- (25) 大嶽前掲書、二九頁。
 - (26) Green, *Arming Japan*, p. 59.
 - (27) 中馬前掲書、一一〇—一一頁。
 - (28) 大嶽前掲書、四八頁。
 - (29) 海原治・久保卓也『現実の防衛論議』(産経出版、一九七九年)、九六—一〇四頁。
 - (30) たゞし、Telegram, Department of State 201016, from Rogers, William P. to United States. Embassy (Indonesia), November 3, 1971, subject: Defense Support Costs—Japan, item number: JU01459, collection: Japan and the US, via Digital National Security Archive <<http://nsarchive.chadwyck.com/>>. 以下、JU01629, DNSA、たゞし、略す。
 - (31) Telegram, from Commander-in-Chief Pacific Command (CINCPAC) to Secretary of State (SECSTATE), March 19, 1972, Exclusive for Green from McCain, JU1516, DNSA.
 - (32) Background paper, U.S. Military Presence in Japan, United States National Security Council, August 1972, JU01596, DNSA.
 - (33) Letter, from Stoddart, Jonathan D. to Spiers, Ronald I., January 3, 1973, subject: Base Consolidation in Japan, DEF 15 JAPAN-US, Subject-Numeric File, 1970-73 (SNF 1970-73), Central Foreign Policy Files (CFPF), General Records of the Department of State, Record Group 59 (RG59), National Archives at College Park, College Park, MD (NACP).
 - (34) Report, Japanese Defense Alternatives, Department of State, Planning and Coordination Staff, July 18, 1973, JU01777, DNSA.
 - (35) Aigrann, Tokyo 325, from United States Embassy (Tokyo) to Department of State, April 3, 1973, subject: FY 1974 — Japan, JU01717, DNSA.
 - (36) 外岡英俊、本田優、三浦俊章『日米同盟半世紀—安保と密約』(朝日新聞社、二〇〇一年)、三三三頁。
 - (37) 「戦略の接点(日米安保・第二部 共同作戦研究：二)」『朝日新聞』一九九六年九月三日朝刊、一面。
 - (38) 外岡他前掲書、三四三頁。Telegram, Tokyo 8571, from Hodgson, James D. to Department of State, June 27, 1975, subject: Defense Debate: Sea Lanes and Defense Cooperation, JU01935, DNSA.
 - (39) 外岡他前掲書、三四三頁。
 - (40) 同、三四四頁。

- (41) 村田晃嗣「防衛政策の展開―「ガイドライン」の策定を中心に」日本政治学会編『危機の日本外交』(岩波書店、一九九七年)、九二頁。
- (42) 「前提条件 憲法に配慮(日米安保・第二部 共同作戦研究：三)」『朝日新聞』(一九九六年九月四日)朝刊、二面。
- (43) 外岡他前掲書、三四四頁。
- (44) Sheila A. Smith, "Do Domestic Politics Matter?: The Case of US Military Bases in Japan," National Security Archive U.S.-Japan Project: Diplomatic, Security and Economic Relations Since 1960 <URL: http://www.gwu.edu/~nsarchiv/japan/smith_wp.htm> (access date: July 31, 2004)
- (45) James E. Auer, "Japan's Defense Policy," *Current History* (April 1988), p. 146.
- (46) 阿川尚之『海の友情―米国海軍と海上自衛隊』(中公新書、二〇〇一年)二二二―二五頁。
- (47) 阿川前掲書、二一六―一七頁。
- (48) 阿川前掲書、二二七頁。
- (49) Casper W. Weinberger, *Fighting for Peace: Seven Critical Years in the Pentagon* (New York: Warner Books, 1990), pp. 223-224.
- (50) 「鈴木総理大臣ペレーガン＝アメリカ合衆国大統領への共同声明」ウェブサイト『世界と日本』<<http://www.locu-tokyo.ac.jp/~worldipn/documents/texts/JPUS19810508.D1J.html>>。
- (51) 『読売新聞』一九八一年五月七日。
- (52) 外岡他前掲書、三六五―一六頁。
- (53) 大澤和彦「Suzuki Denies Pledge to U.S. on Sealane Defense," *FBIS Daily Report, Asia and Pacific*, 6 April, 1982, p. C1; and "Suzuki Talks to Press on Sealane Defense," *FBIS Daily Report, Asia and Pacific*, 3 September 1982, p. C1.
- (54) National Security Decision Directive on US-Japan Relations, NSDD 62, October 25, 1982, item number: PD01678, collection: Presidential Directives, via Digital National Security Archive <<http://nsarchive.chadwyck.com/>>. 以下、PD01678, DNSA 4541-1 略す。
- (55) 「シーレーン防衛、攻撃は一―三カ月を想定 日米研究の内容判明」『朝日新聞』一九八六年十二月三日朝刊、一面。
- (56) National Security Decision Directive on Visit to the United States of Prime Minister Nakasone, NSDD 74, January 17, 1983, PD01693, DNSA.
- (57) Auer, "Japan's Defense Policy," p. 148.
- (58) Weinberger, *Fighting for Peace*, p. 240.
- (59) *Jane's Fighting Ships* (Alexandria, Va.: Jane's Information Group, 1985), p. 143.

- (60) Casper W. Weinberger, "Allied Contributions to the Common Defense, A Report to United States Congress," March 1986; March 1987; and March 1988.
- (61) 『朝日新聞』一九八五年二月一九日。
- (62) 阿川前掲書、二三〇—二三頁。
- (63) Weinberger, *Fighting for Peace*, pp. 241-242.
- (64) 外岡他前掲書、三二三頁。
- (65) Peter J. Woolley, *Japan's Navy: Politics and Paradox, 1971-2000* (Boulder, Colo.: Lynne Rienner, 2000), p. 66.
- (66) Auer, "Japan's Defense Policy," p. 146.
- (67) Walter LaFeber, *The Clash: U.S.-Japan Relations throughout History* (New York: W.W. Norton & Company, 1997), p. 373; Auer, "Japan's Defense Policy," p. 146.
- (68) 中馬前掲書、一〇八頁。

